

高齢者・障がい者などを災害から守る 災害時要援護者登録制度 を実施しています！

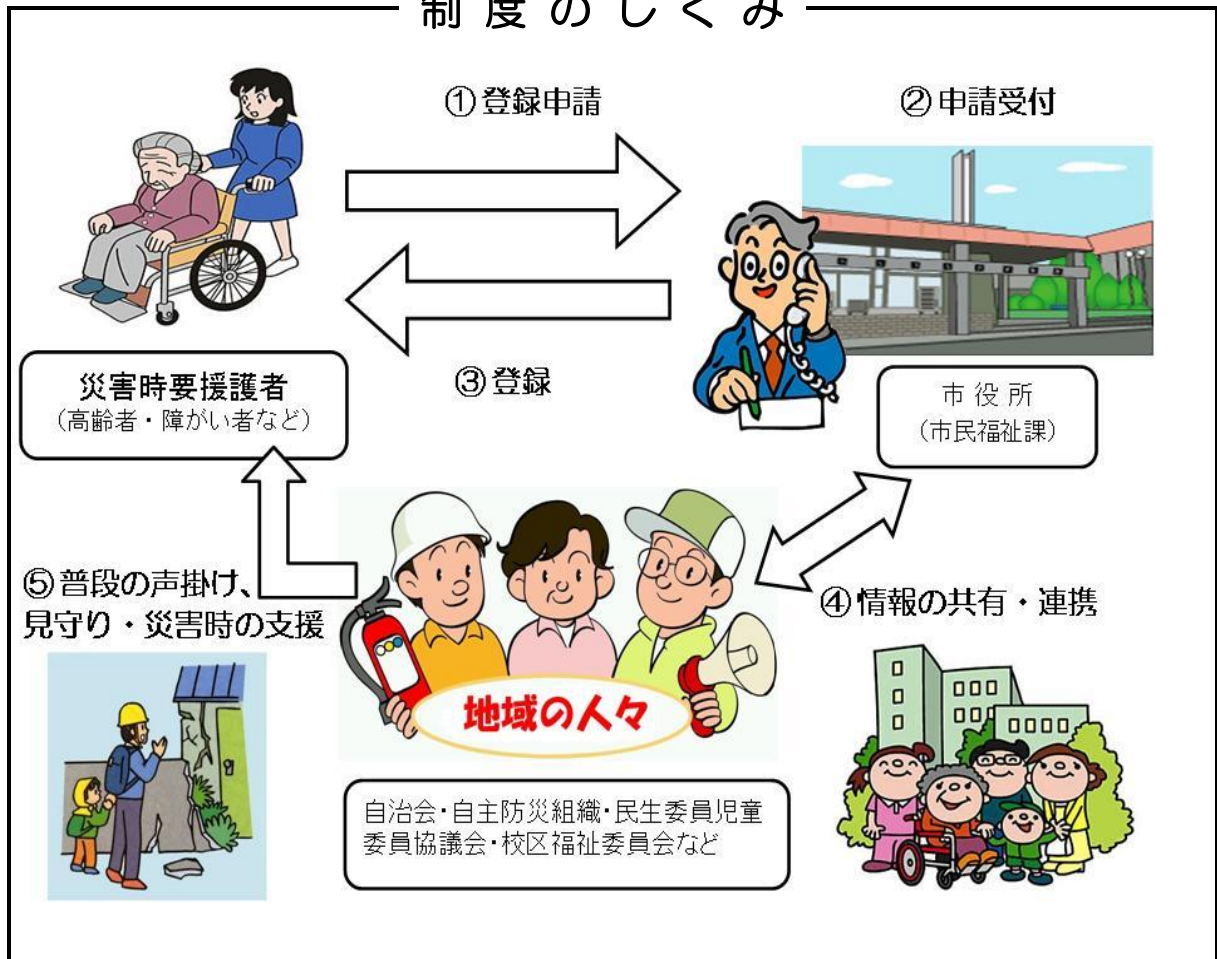
各地での大地震の発生を契機に、日ごろからの自然災害時の備えづくりに関心が高まっています。災害はいつ起こるかわからず、被害を抑えるには、万が一に対する備えと日ごろから隣近所と声を掛け合えるつながりが大切です。

阪南市では、自治会や自主防災組織、民生委員児童委員協議会、校区（地区）福祉委員会など地域の各関係団体・機関が連携し、日常からの見守り、声かけ活動を大切にしながら、災害時には安否確認を行うなど、地域ぐるみで災害時要援護者を支えあう「災害時要援護者登録制度（くらしの安心ダイヤル事業）」を実施しています。

◆「災害時要援護者登録制度（くらしの安心ダイヤル事業）」とは？

ひとり暮らし高齢者や障がいのある人などからの登録申請を市で受付し、登録いただいた情報を自治会や自主防災組織、民生委員児童委員協議会、校区（地区）福祉委員会などの各関係団体（地域支援者）と情報共有・連携することにより、地域の中で日常からの見守り・声かけ活動や災害時の安否確認等を行う制度です。

— 制度のしくみ —



◆災害時要援護者とは？

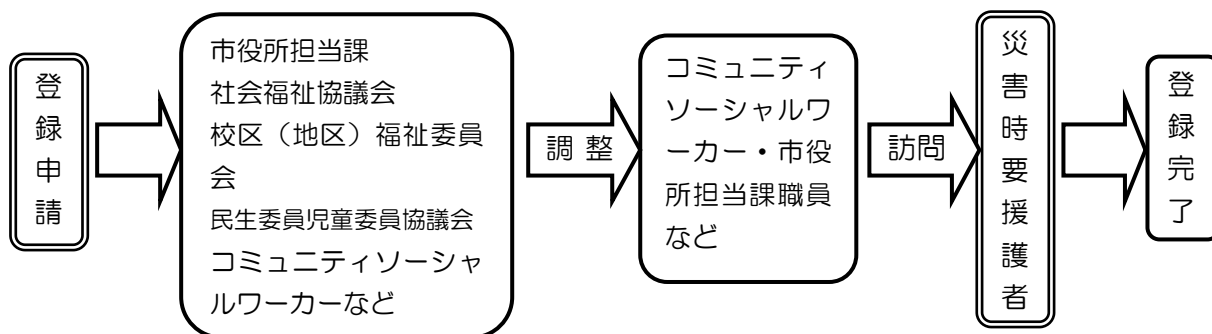
災害が起きた時に、自分で適切な行動をすることが困難であり、何らかの手助け（支援）が必要な、次のいずれかに該当する方が対象です。

- ①高齢者：要支援・要介護の認定を受けている方、ひとり暮らしや高齢者のみ世帯の方
- ②身体障がい者（児）：身体障がい者手帳１・２級の交付を受けている方
- ③知的障がい者（児）：療育手帳Ａの交付を受けている方
- ④精神障がい者：精神障がい者保健福祉手帳１級の交付を受けている方
- ⑤難病患者：特定疾患医療受給者証の交付を受けている方など
- ⑥妊産婦・乳幼児：母子健康手帳の交付を受けている方など
- ⑦その他：①～⑥以外で支援を必要とする方

◆災害時要援護者登録制度の登録方法は？

本制度への登録を希望する人は、本人・家族の同意の上、右記の「登録申請書」に必要事項をご記入し、市役所（市民福祉課）までご返送ください。申請後、コミュニティソーシャルワーカー等が本人宅に連絡・訪問し、情報提供や登録名簿作成の支援を行います。

「災害時要援護者登録制度」の手続きの流れ



◆登録にあたって

登録いただいた名簿は、個人情報保護に留意し、市役所・関係団体で保管（共有）し、災害時要援護者名簿として使用します。そのため、登録申請書は、情報共有の同意書も兼ねています。また、名簿は、概ね１年に１回程度更新します。

※ 既に登録申請書を提出されている方は、再度の提出は必要ありません。

※ 申請後、申請内容に変更等が生じた場合は、必ず市民福祉課までご連絡ください。

◆地域支援者について

地域支援者（自治会、自主防災組織、民生委員児童委員協議会、校区（地区）福祉委員会など）は、要援護者の日常からの見守り・声かけ活動や災害時には可能な範囲で安否確認等の支援をしてくださる人です。なお、災害時における支援については、善意による地域活動として可能な範囲で行っていただくもので、責任を負うものではありません。



登録申請書に記入いただいた情報は、地域の中での見守り・声かけ活動や災害時の安否確認等に使用するためのものであり、同意を得た団体等以外に情報を提供したり、それ以外の用途に使用することはありません。

お問い合わせ 阪南市 市民福祉課 ０７２－４８９－４５２１（直通）
０７２－４７１－５６７８（代表）